



## 上海市総工会、「企業の団体交渉遂行についての関連提示」を公布

疫病防疫と復業の時期、企業と従業員とが協力し合い、ともに難局を乗り越えるべく努力を重ねるに当たっては、「団体交渉」が労使双方の架け橋となります。市総工会、市企業联合会/市企業家協会、市工商業联合会はこの度「疫病防疫期間における企業の団体交渉遂行についての関連提示」を公布しています。

### 一、特殊な事態下での団体交渉はどのように実施すべきでしょうか？

---

団体交渉では、三つの原則を守らなければなりません。

#### 1、合法合理の原則：

疫病防疫期間においても、労使双方の協議内容は合法かつ合理的なものでなくてはなりません。

#### 2、相互利益の原則：

疫病防疫期間、労使双方は小異を捨てて大同につかなければなりません。そうすれば、企業の復業とって有利となるだけでなく、労働者の合法的権益とも両立することになります。

#### 3、臨機応変の原則：

労使双方が関心を寄せる労働者の切実な権益に関わる労働関係に関する事項を巡っては、一つ一つの出来事について臨機応変に対応しなければなりません。団体交渉の効果を強く打ち出し、労使双方の協力体制と困難の克服を促進するのです。

### 二、協議の代表者を務めることができるのは？

---

協議における双方の代表者は法に基づき少なくとも 3 人必要です、また、使用者側の代表者数は労働者側の代表者数を超えてはなりません。

企業側及び労働組合側の条件が整っている場合、疫病防疫期間は、労働関係指導員、弁護士、労働組合の上級幹部、企業側の組織代表者などを、企業外代表として協議に参加させることをお勧めします。ただしその数は企業内代表者数の 3 分の 1 を超えてはならず、また企業外代表は首席代表となることができません。

### 三、どのような形で団体交渉を進めるべきでしょうか？

---

企業側と労働組合側双方で、できるだけ接触を避ける形で交渉するようにすべきです。インターネットによる情報技術を活用し、団体交渉前に事前コミュニケーションを取り、交渉の効率を高めることをお勧めします。

完全に復業していない企業については、企業側と労働組合側の双方が出来る限りテレビ電話やオンラインプラットフォームを通じて団体交渉を進める工夫が必要です。毎回の協議内容はしっかり記録し、双方の首席代表と記録員が共同で署名するようにします。

#### 四、団体交渉では、どのような内容を協議すべきでしょうか？

---

- ①企業側の防疫措置並びに復業措置及びその手順について
- ②疫病の影響により復帰できない従業員の労働関係処理について
- ③疫病の影響により操業できない期間の労働関係処理について
- ④疫病の影響による勤務時間、勤務制度、賃金及び福利の調整、社会保険費の納付、賃金の支払い方法、年休や福利休暇及びその他の休暇の活用、労働安全衛生及び女性従業員の権益保護、その他労働者の切実な利益に関する問題への具体的な対処及び措置について
- ⑤疫病情況の影響により企業が柔軟な雇用を実施する必要がある場合の労働関係の処理。
- ⑥その他双方による協議が必要な内容。

#### 五、団体交渉後はどのような手続きを踏めばよいでしょうか？また、協議内容はどのように履行すべきでしょうか？

---

企業側と労働組合側が協議の末共通認識を有するに至った場合は、協議摘要草案を作成することを提案します。

労使双方の首席代表による署名の後、適時EメールやOAシステム、Wechatのグループチャットなどで従業員の代表者の意見及び提案を聞き、出来るだけ迅速に改善します。

協議内容は、企業側と労働組合側双方の確認を経て、全従業員へ公示、許可を得て労使共同で執行することとなります。また、同意の証明となるものについては保存、記録しておくべきでしょう。

#### 六、団体交渉の適用期限は最長どのくらいの期間でしょうか？

---

協議で合意した内容の適用期限は、政府が発表する疫病防疫期間及び企業がその影響を受けている波及期間を基に、企業側と労働組合側が協議して決定すべきでしょう。但しこの期間は、原則的に一年間を超えないようにすべきです。

#### 七、労働組合が無い企業はどのように団体交渉を行えばよいでしょうか？

---

労働組合が結成されていない企業が、復業後の従業員の使用について従業員側との協議を必要とするときは、所轄の街や鎮、開発区（園区）等の上級工会組織へ申し出ると良いでしょう。従業員側からでも、自発的に所轄の上級工会組織へ連絡することで、上級工会の指導のもと企業との協議に臨むことができます。

協議により双方が合意に達した後、協議の摘要を作成します。これに労使双方の首席代表が署名し従業員全体へ公示された後、従業員の許可を得た上で、労使共同で執行されることとなります。一定の条件が整った企業、特に上海市内に多くの営業ネットワークや他エリアを統括する本部組織を持つ企業は、企業側を代表する組織や上級工会組織などを招き、双方の協議内容履行を保証するために彼らに証人となってもらうべきでしょう。

ニュースソース：上海市总工会 申工社

日本語翻訳：中智日企倶楽部 智櫻会

特殊な事態下でのご連絡先：

fengchh@ciicsh.com

#### 【注意】

この資料は、中智「智櫻会」会員企業の責任者のみ送信しています。

中智「智櫻会」  
2020年2月21日